

県内の食品関連事業者の皆様

平成20年4月1日より  
食品の安全安心確保のための  
報告義務制度が始まります

平成19年7月に沖縄県食品の安全  
安心の確保に関する条例が制定され、  
安全性に問題のある食品や表示  
内容が不適切な食品を販売した  
ことに気づいた場合、県に報告す  
ることが義務づけられました。

沖縄県食の安全安心推進本部



# Q1. どのような食品を販売した どき報告する必要がありますか？






**A** 次の食品等を販売したことに気がいたら  
報告してください。

## ●安全性に問題がある食品

|   |   |  |   |
|---|---|--|---|
| <p>①腐敗している、有毒・有害な物質が含まれてる、病原微生物に汚染されている、異物が混入しているなど</p>  | <p>②禁止された農薬を使用した、基準に合わない方法で農薬を使用した農林水産物やその加工品</p>  | <p>③規格に合わない飼料を使用した、基準に合わない方法で飼料を使用した家畜等の肉やその加工品</p>  | <p>④禁止された医薬品を使用した、基準に合わない方法で医薬品を使用した家畜等の肉やその加工品</p>  |
|---|---|--|---|

## ●表示内容が不適切な食品

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| <p>⑤賞味期限又は消費期限について、表示がない、期限内に安全性が保持できな、表示方法や表示内容が誤っているなど</p>  | <p>⑥添加物について、表示がない、表示方法や表示内容が誤っているなど</p>       | <p>⑦特定原材料(小麦、卵など)アレルギーを起こしやすいものとして定められているもの)や特定原材料に由来する添加物を使用したことに関する表示がない、表示方法や表示内容が誤っているなど</p>  | <p>⑧保存の方法についての表示がない、表示方法や表示内容が誤っているなど</p>  |
| <p>⑨加工食品の原材料名に関する表示がない、表示方法や表示内容が誤っているなど</p>                   | <p>⑩加工食品の原料原産地に関する表示がない、表示方法や表示内容が誤っているなど</p>  | <p>⑪輸入食品の原産国に関する表示がない、表示内容が誤っているなど</p>   | <p>⑫生鮮食品の原産地に関する表示が事実と異なっているなど</p>          |

※食品によっては上記事項についての表示が義務づけられていないものもあります。

## ●その他

- ⑬食品関連事業者が定めた自主規格や自主基準を逸脱していることが判明したため、回収や廃棄の必要があると食品関連事業者が判断した食品





## Q2. 報告するのですか？



**A** 「販売した食品等に関する報告書」に、食品名や製造日、販売先、報告理由など必要事項を記載し報告して下さい。

※「販売した食品等に関する報告書」については裏面をご覧下さい。

## Q3. 報告書はどこに提出するのですか？



**A** 主たる営業施設の所在地を管轄する保健所に提出して下さい。

|          |                 |              |
|----------|-----------------|--------------|
| 北部福祉保健所  | (名護市大中2-13-1)   | 0980-52-2636 |
| 中部福祉保健所  | (沖繩市美里1688-1)   | 098-938-9787 |
| 南部福祉保健所  | (南風原町宮平212)     | 098-889-6799 |
| 中央保健所    | (那覇市与儀1-3-21)   | 098-836-1340 |
| 宮古福祉保健所  | (宮古島市平良東仲宗根476) | 0980-72-3501 |
| 八重山福祉保健所 | (石垣市真栄里438)     | 0980-82-3243 |

※詳しい内容については、各保健所または県庁薬務衛生課(098-8666-2215)へご相談・お問い合わせください。

## Q4. 報告した後、県はどのような対応をしますか？

**A** 報告した食品関連事業者に対し、食品の安全安心の確保のために次のような助言、指導その他支援を行います。

- 飲食に適さないと認められた場合は、回収等の実施方法や県民への周知方法等についての助言、指導を行います。
- 必要に応じ食品の検査や関係書類の確認等を実施させ、結果を県民に周知するよう助言、指導を行います。
- 回収した食品について適切な処理や原因の究明を実施させ、再発を防止するよう助言、指導を行います。
- 県民保護のため急を要するときや特に必要と認めるときは、県民への周知活動等に協力します。



平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

氏 名

住 所

(法人にあっては、法人名と代表者氏名、主たる事務所の所在地)

販売した食品等に関する報告書

(販売・授与)した食品等について、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例施行規則第3条に該当すると思われるので、沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例第17条第1項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 (1) 食品名又は商品名等
- 2 (2) 製造日 (採取したものにあっては採取した日、輸入したものにあっては輸入した日)、製造量、ロット番号、消費期限、賞味期限等
- 3 (3) 販売 (授与を含む。) 先の名称、販売年月日、販売量等
- 4 (4) この報告の時点で既に回収、廃棄等をした食品の数量
- 2 規則第3条に該当する具体的な内容
- 3 回収又は廃棄を予定している場合は、その方法
- 4 回収担当部署の連絡先、担当者及び責任者氏名、役職等
- 5 その他関連する情報

備考 報告項目について、別添資料として提出する場合は、該当箇所に「別添資料のとおり」と記入すること。